

●「改正雇用保険法」が可決・成立

改正雇用保険法が年度末ギリギリの3月31日参議院本会議で可決され、平成22年4月1日から施行されました。これにより雇用保険料の改正のほか、雇用保険適用範囲の拡大などが行われました。

① 雇用保険料率が改定

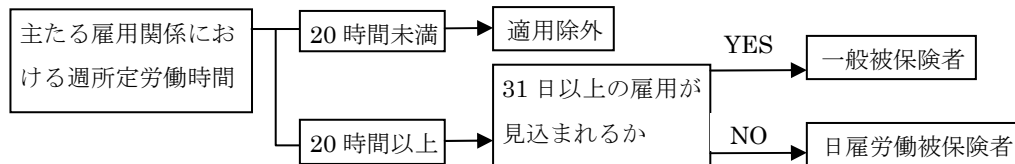
失業給付に係る保険料率について、原則16/1000とされているものを、弾力条項により12/1000に引き下げられましたが、従来特例措置として8/1000とされていたため、実質的には保険料率が引き上げられることとなります。これにより平成22年4月からの保険料率は以下の通りとなります。

【新料率】

	一般事業所	農林水産業 清酒製造業	建設業
従業員負担率	6.0/1000	7.0/1000	7.0/1000
事業所負担率	9.5/1000	10.5/1000	11.5/1000
雇用保険料率（合計）	15.5/1000	17.5/1000	18.5/1000

② 非正規労働者に対する適用範囲が拡大

短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」が「31日以上雇用見込み」に拡大されます。これにより従来一般被保険者とならなかった6か月未満の労働者も週所定労働時間20時間以上で、31日以上雇用が見込まれる者は一般被保険者となります。なお、受給資格要件については、従来通り被保険者期間1年（特定受給資格者6か月）のままとなります。



③ 雇用保険未加入とされた者に対する遡及適用期間の延長

従来「被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及」となっていたものを「事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及（雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及）」に改められ、事業所全体として保険関係の成立の届出が提出されていないケースについては、保険料徴収時効の2年経過後でも納入可能とし、その納付を勧奨することとされました。

④ その他雇用保険の財政基盤強化として、積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みが定められました。

●平成22年4月から在職老齢年金の支給停止基準額「48万円」が「47万円」に改定

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者である場合に、年金額と賃金（賞与含む）との合計額が一定の基準額を越えた場合には、年金額の全部または一部を支給停止することとなっています。（在職老齢年金制度）

在職老齢年金の支給停止額を判定する場合に使用されている、支給停止基準額のうち支給停止調整変更額が従来の48万円より47万円に改定されました。